

改正

平成13年3月23日規則第1号

平成16年3月31日規則第12号

平成18年3月31日規則第10号

平成19年3月30日規則第12号

平成21年3月26日規則第1号

平成28年3月10日規則第3号

平成31年3月18日規則第2号

令和元年6月28日規則第1号

越谷・松伏水道企業団給水条例施行規則

越谷・松伏水道企業団給水条例施行規則（昭和36年規則第5号）の全部を次のように改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、越谷・松伏水道企業団給水条例（昭和36年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込）

第2条 条例第5条の給水装置の新設、改造、修繕又は撤去工事の申込書は、給水装置工事申込書（第1号様式）により行うものとする。

（給水装置の構造及び材質等）

第2条の2 この規則に定めるもののほか、条例第7条の2による給水装置の構造及び材質の指定等に関して必要な事項並びに条例第5条による申込みに伴う給水装置の設計及び施工に関する技術的細目は、企業長が別に定めるところによる。

（給水装置使用材料の証明）

第3条 企業長は、条例第7条第2項に定める設計審査、立会検査又は工事検査において、同条第1項に規定する指定給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

(給水管及び給水用具の使用材料)

第4条 越谷・松伏水道企業団（以下「企業団」という。）の給水区域における給水装置工事の使用材料は、政令第6条に適合し、かつ次の各号のいずれかに該当する材料とする。

- (1) 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第30条第1項の規定により日本産業規格に適合するものであることを示す特別な表示が付されたもの
- (2) 製品が政令第6条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
- (3) 企業団の定める材質、規格及び仕様に適合するもの
- (4) 前3号に該当するもののほか、政令第6条の規定に適合することの証明を企業団が確認したもの

(給水管等の材料の指定)

第5条 前条の規定にかかわらず、条例第7条の2の規定に基づき、配水管又は道路に布設された他の給水装置の分岐部分から当該水道メーターまでの部分の給水管及び給水用具については、次の各号に定めるところにより、当該各号に掲げる材料で企業団が指定したものを使用しなければならない。ただし、共同住宅等各戸に水道メーターを設置する場合は、この限りではない。

- | | | |
|-----|--------------------|----------------------------------|
| (1) | 口径が50ミリメートル以下の給水管 | 水道用波状ステンレス鋼管
高密度ポリエチレン管 |
| (2) | 口径が75ミリメートル以上の給水管 | ダクタイル鋳鉄管（伸縮離脱防止継手）
高密度ポリエチレン管 |
| (3) | 口径が25ミリメートル以下の給水用具 | 埋設型メーターセット |
| (4) | 口径が40ミリメートル以上の給水用具 | 逆流防止弁 |

2 前項の給水管の分岐又は接続に用いる分水栓、継手、止水栓等の給水用具及びこれらの給水用具を保護するための附属用具については、企業団が指定した材料を使用しなければならない。

3 前2項の規定により企業団が指定する材料は、第4条第1号から第3号までのいずれかに該当するものでなければならない。

4 企業長は、第1項及び第2項に規定する指定をしたときは、当該材料の指定した旨を「指定材料表」に表示するものとする。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により企業長がやむを得ないと認めた場合は、第1項又は第2項の規定により企業団が指定した材料以外の材料を使用することができる。

(指定給水装置工事事業者)

第6条 条例第7条に規定する指定給水装置工事事業者の指定の申請等に係る手続等必要な事項は、別に定める。

(工事費の算出方法)

第7条 給水装置工事費のうち労力費の算出方法は、次のとおりとする。

- (1) 土木費
- (2) 配管費
- (3) 接合費
- (4) 防寒防護施設費

(給水契約の申込)

第8条 条例第12条に規定する給水契約の申込は、給水契約申込書(第2号様式)により行うものとする。

(分担金減免適用範囲)

第9条 条例第5条の2第2項ただし書に規定する企業長が減免する分担金は、次のとおりとし、減額又は免除の申請は加入者分担金減免申請書(第3号様式)により行うものとする。

- (1) 企業長が自治会等の地域自治活動団体が使用する集会施設と認めた場合は、当該集会施設の給水申込みをした水道メーターの口径に対応する分担金の額の100分の50に相当する額を減額する。
- (2) 土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条から第3条の4に規定する施行者が行う土地区画整理事業をいう。)に伴う家屋移転をする場合は、当該家屋の移転前に使用していた水道メーターの口径に対応する分担金の額を免除する。

(給水装置の所有者の代理人)

第10条 条例第13条に規定する代理人の届出は、給水装置の所有者の代理人届(第4号様式)により行うものとする。

(管理人の選定)

第11条 条例第14条に規定する管理人選定の届出は、管理人届(第5号様式)により行うものとする。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第12条 条例第17条に規定する届出の様式は、次のとおりとする。

- (1) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。 第5号様式
- (2) 水道の使用をやめるとき。 第6号様式

(3) 水道使用者の氏名又は住所に変更があったとき。 第7号様式

(4) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。 第8号様式

(5) 給水装置の所有者に変更があったとき。 第9号様式

(6) 消防用として水道を使用したとき。 第10号様式

(給水装置工事の変更、取消)

第13条 給水装置工事の申込みをした者が、その内容を変更しようとするときは給水装置工事申込事項更正申請書(第14号様式)を、工事の取消しをしようとするときは給水装置工事申込事項取消申請書(第15号様式)を事前に届出なければならない。

(支分引用)

第14条 他人の給水管から支分引用を受けようとする者は、当該給水管の所有者の承諾書を添付しなければならない。

2 支分引用を受けようとする者は、新たに止水栓を設けなければならない。

(支分引用の改造等)

第15条 支分引用者のある給水管の所有者が当該給水管の改造又は撤去の工事の申込みをしようとするときは、支分引用者の承諾を受けなければならない。

第3章 給水

(章標)

第16条 給水装置所有者は、水道メーターボックス又はパイプスペース扉等容易に視認できる位置に、企業団の定める章標を掲げなければならない。

(水道メーターの損害額の算出方法)

第17条 水道メーターを亡失又は毀損した場合の弁償額は、新品購入価額とする。

第4章 料金及び手数料

(定例日)

第18条 条例第23条に規定する定例日は、次のとおりとする。

(1) 水道メーターの設置あるもの 毎月1日から28日までの間

(2) 前号の定例日を変更した場合の料金は、水道メーター検針日現在の使用水量により算定する。

(料金の精算)

第19条 水道料金の調定後において、当該使用水量の算定基準に異動があった場合は、次回分の料金で精算する。

(使用水量の認定)

第20条 条例第24条第2項の規定による使用水量の認定は、前3か月間における使用水量その他をしんしゃくして算定する。

(料金等の軽減又は免除)

第21条 条例第29条の規定による料金等の軽減又は免除の申請は、水道料金減免申請書(第11号様式)により行うものとする。

(料金債権の放棄)

第21条の2 条例第29条の2の規定に基づき、企業長は、民法(明治29年法律第89号)第173条第1号に規定する消滅時効が完成した料金の債権について、当該完成の日から3年を経過したときは、これを放棄することができる。

2 企業長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、料金の債権を放棄することができる。

(1) 債務者が死亡し、当該料金債務を相続する者がいないとき。

(2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条、会社更生法(平成14年法律第154号)第204条その他の法令の規定により、債務者が当該料金債権につきその責任を免れたとき。

第5章 管理

(給水装置の基準違反に対する措置)

第22条 条例第31条の規定による給水停止は、給水停止通知書(第12号様式)により行うものとする。

2 条例第31条第2項のただし書の規定による確認は、同項本文による給水停止の通知又は執行を受けた者の申請に基づき行うものとする。

(給水の停止)

第23条 条例第32条の規定による給水停止は、給水停止執行状(第13号様式)により行うものとする。

第6章 補則

第24条 この規則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の越谷・松伏水道企業団給水条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により企業長に対しされている申請、届出その他の行為（次項の申込み及び第4項の申請を除く。）は、改正後の越谷・松伏水道企業団給水条例施行規則（以下「新規則」という。）の相当規定に基づいて企業長に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

（適用区分）

- 3 この規則による新規則第3条、第4条及び第5条の規定は、平成10年4月1日以降に申込みのあった給水装置工事に係る使用材料について適用し、同日前の申込みに係る使用材料については、なお、従前の例による。
- 4 この規則による新規則第9条の規定は、平成10年10月1日以降の申請に係る分担金から適用し、同日前の申請に係る分担金は、なお、従前の例による。

附 則（平成13年3月23日規則第1号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第12号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第10号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第12号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月10日規則第3号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月18日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条の規定は、平成31年4月1日以降に申込みのあった給水装置工事に係る使用材料について適用し、同日前の申込みに係る使用材料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月28日規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第3条、第4条本文並びに同条第2号及び第4号の改正規定は、同年10月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

一次側指定使用材料（分岐からメーター取付部まで）			案内図・住宅地図P		マッピング番号	
材 料 名	口 径 等	数 量				
二次側使用材料（メーター取付部を除く）			共 同 住 宅（戸）			
材 料 名	規 格 No.	No.	水 道 番 号	部 屋 番 号	メーター口径	
		1			φ	
		2			φ	
		3			φ	
		4			φ	
		5			φ	
		6			φ	
		7			φ	
		8			φ	
		9			φ	
		10			φ	
		11			φ	
		12			φ	
		13			φ	
		14			φ	
		15			φ	
		16			φ	
		17			φ	
		18			φ	
		19			φ	
		20			φ	
		21			φ	
		22			φ	
		23			φ	
		24			φ	
		25			φ	

給 水 装 置 工 事 申 込 書												
越谷・松伏水道企業団企業長 宛												
越谷・松伏水道企業団給水条例第5条に基づき、下記の給水装置工事を施工したいので申し込みます。申し込み当たり同条例及び同条例施行規則等を遵守します。また、給水装置工事に関する一切の事項を、下記の指定給水装置工事業者に委任します。												
申 込 者	ふりがな											
給水装置所有者 委任者	住所			氏名			印					
	越谷市 松伏町											
土地所有者	住所 氏名 印											
受 任 者	越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者											
	事業者番号	住所 名称 代表			氏名			印				
	主任技術者氏名			免状番号			氏名 印					
使用区分	1 戸建（専用住宅・併用住宅・店舗） 2 共同住宅（戸） 3 特定集団住宅 4 その他（ ）											
工事区分	1 新設 2 改造 3 修繕 4 撤去			認定番号	先行 市							
分岐方法	1 分岐（配水管 φ 分岐管 φ ） 2 支分（配水管 φ 分岐管 φ ）											
支分引用の 所有者承諾	水道番号											
	住所			氏名			印					
給水方式	1 直結直圧 1・2階 3階 2 貯水槽 有効 m ³ 基 3 直結増圧 階（事前協議No.）											
設 置 メーター	1 メーター口径 φ mm 個 2 水栓数 個（水栓数の内訳）											
メーター口径の変更 φ から φ					給水装置所有者変更の有無			有・無				
水道 企業 団 納 付 金	加 入 者 分 担 金	減免の有無	有（移転証明書・その他）・無						手 数 料	設 計 審 査	件数	件×手数料
		メーター口径	メーター数		個×分担金					手 数 料	φ	円
		φ mm								工 事 立 会	件数	件×手数料
		分 担 金	金 額		円					検 査 手 数 料	φ	円
		円						工 事 検 査		戸数	件×手数料	
								手 数 料		φ	円	
								合 計			円	
決 裁 欄								審査日		受領日 検印		
								承認日		検査日		
								請求日		検印		
								摘 要				

水道番号
受付日
年 月 日
受付番号

第2号様式（第8条関係）

給水契約申込書（一般・特住・再開）

年 月 日

越谷・松伏水道企業団企業長 宛

越谷・松伏水道企業団給水条例第12条の規定に基づき、次のとおり申込みます。

申 込 日	年 月 日	本人・妻・夫・管理会社
フリガナ		家主・検針員（ ）
申込者住所		その他
フリガナ		TEL
申込者氏名		

使用開始日	年 月 日	払	2（口座継続希望）
フリガナ		込	3（現地）・4（現地外）
新使用者		TEL	
水道番号所在地			
方書・所有者			
現地外請求先	〒 (住所コード)	市区町村	町名
	番地	方書	
フリガナ			
使用者外送付先名			TEL

水道番号			お客様番号		
中止状況				開栓必要時説明（済・未）	
開閉区分			中止日	年 月 日	
用途区分			指 針	m ³	
内 訳	1. 家庭用 2. 営業用 3. 官公署用 4. 公衆浴場用		5. 公立小中学校用 6. 公立小中学校用プール		
	8. 集会施設用 10. 特住親メーター		特住用 11. 家庭用 12. 営業用 13. 官公署用		
貯水槽	設置数 基	容量 m ³	世帯数		
メーター口径	mm		メーター位置	桁	
メーター番号			開栓執行日		
検満年月			地図ページ		
指定工事業者	No.	住所			
	名称	TEL			

<p>※確認事項</p> <p>申込方法 電話・FAX・<u>上下水道使用・窓口・メータ・給水中</u> <u>申込書</u> <u>連絡票</u> <u>止精算</u> <u>申込書</u></p> <p>中止受付分</p> <p><input type="checkbox"/> 受付済</p> <p><input type="checkbox"/> 後日連絡を依頼《本人・妻・夫・管理会社・家主・その他 ()》</p> <p><input type="checkbox"/> 中止不要（実家・継続使用中・管外）</p> <p>前住所 越谷・松伏（前水道番号_____）</p>	備考	
	電算入力	受付者

第3号様式（第9条関係）

加入者分担金減免申請書

年 月 日

越谷・松伏水道企業団

企業長 宛

申請者 住所

氏名 ㊟

越谷・松伏水道企業団給水条例施行規則第9条の規定に基づき、次のとおり申請いたします。

- 1 減額又は免除を申請する理由
- 2 給水装置所有者
- 3 給水装置の設置場所 越谷市
松伏町
- 4 加入者分担金 減 額 円 水道メーター口径 φ
免除額 円
- 5 指定給水装置工事事業者名
- 6 その他必要書類

第4号様式（第10条関係）

代 理 人 届

年 月 日

越谷・松伏水道企業団

企業長 宛

給水装置所有者 住 所

氏 名 ㊦

越谷・松伏水道企業団給水条例第13条の規定に基づき、次のとおり代理人を（選定・変更）しましたので、届け出ます。

給水装置の設置場所	
代理人の住所・氏名	フリガナ

	新
	フリガナ
旧	

第5号様式（第11条・第12条関係）

管 理 人 届

年 月 日

越谷・松伏水道企業団

企業長 宛

給水装置所有者 住 所

氏 名 ㊟

越谷・松伏水道企業団給水条例第14条、第17条第2項の規定に基づき、次のとおり管理人を（選定・変更）しましたので、届け出ます。

給水装置の設置場所	
管理人の住所・氏名	フリガナ

	新
	フリガナ
旧	

第6号様式 (第12条関係)

給水精算申込書

			受付日 年 月 日
水道番号	お客様番号		中止変更日 年 月 日
水道所在地			
フリガナ			
使用者氏名	TEL		

中止日 年 月 日	中止理由	1 中止精算	3 停水32条	メ ー タ ー 置
		4 停水33条	5 廃止	

用途	検満年月	払込	金融機関	本・支店
口径	メーター桁		預金種別	口座番号
世帯数	メーター番号		口座名義人	

月数		認 理	定 由
前回 検針日			
中止時 指針			
前回 指針			
使用 水量			
旧メーター 水量			
水道 料金			
下水道 使用料			
合計 金額			
入金日			

転居先 (請求先)	口座継続先水道番号		給水開始日 年 月 日
	〒 (住所コード)	市区町村	
	町名・番地		
	方書		
	フリガナ		
	氏名 TEL		

新使用者	フリガナ	給水開始日 年 月 日	2: 口座継続
	氏名		3: 請求書
	現住所		4: 現地外請求
	フリガナ		
	氏名 TEL		
	申請人 本人・妻・管理会社他 (TEL)		
	前住所 ○前水道番号 () ○管外 ○継続使用中		

※ 事務連絡

地図	目標	
【納付方法】		未納の有無
○請求書送付		
○口座振替 ※移転先口座継続 する・しない・できない		
○現地集金 月 日 () 午前・午後		
申請人		本人・妻
代理人		TEL

再開	企業団	指定工事事業者	
建物	有	有	無
メ ー タ ー 有	1 乙 7 丙キ	12 漏水	
	2 丙 8 丙バ	14 ボックス無	
	3 丙バ9 丙座	13 漏水	10 乙
	4 甲 30 電源	15 ボックス無	11 丙
		16 丙止使用	17 丙止使用
メ ー タ ー 撤 去	5 乙		
	6 丙		
開栓執行日		年 月 日	

上記のとおり申請いたします。 越谷・松伏水道企業団企業長 宛

※内容説明確認 ○転居先受付 (済・確認済・連絡待説明) ○未納料金 ○口座振替日等 ○当日立会い

受付者	入力
-----	----

第7号様式 (第12条関係)

使用者・住所等変更申請書

年 月 日

越谷・松伏水道企業団
企業長宛

申請者住所

氏 名



※太線枠内を記入してください。

水道番号		変更後水道番号	
------	--	---------	--

新使用者名	払込	前使用者名	変更・訂正
-------	----	-------	-------

新住所	旧住所	・方書きを取消したり付加したりするとき住所も記入すること
方書	方書	

送付先	
住所	〒
方書	
宛名	

新	市	区域	冊番	順番	枝番	旧	市	区域	冊番	順番	枝番
---	---	----	----	----	----	---	---	----	----	----	----

用途	保護	世帯数
----	----	-----

- 1 (11) 家庭用
- 2 (12) 営業用
- 3 (13) 官公署
- 4 公衆浴場
- 5 公立小中学校
- 6 公立小中学校プール
- 7 (17) 減免
- 8 (18) 集会所
- 9 集団住宅
- 10 特住親メーター

見本 見本

7	8	9	G	H	I
4	5	6	D	E	F
1	2	3	A	B	C

玄関を基準 正門を基準

P…特にわかりにくいもの（略図を検針台帳に添付すること）
T…中止で建物がないもの
○…店舗及び店舗併用住宅は店舗部分を玄関とみなす
○…公園で出入口が2つ以上あるものは南面を正門とみなす
○プールは南面を玄関とみなす

区分コード	正しいもの	誤ったもの	受付者	電算入力
-------	-------	-------	-----	------

1 指針 2 その他 ()

第8号様式（第12条関係）

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

越谷・松伏水道企業団

企業長 宛

届出人 住 所

氏 名 ㊟

越谷・松伏水道企業団給水条例第17条第1項第3号の規定に基づき、次のとおり消火栓を演習に使用したいので、届け出ます。

消火栓の設置場所	
消 火 栓 の 種 類	
演 習 使 用 日 時	

(処 理 欄)

水 量 m^3

第9号様式（第12条関係）

給水装置所有者変更届

年 月 日

越谷・松伏水道企業団

企業長 宛

届出人 住所

氏名 ㊟

越谷・松伏水道企業団給水条例第17条第2項第2号の規定に基づき、次のとおり名義の変更をいたしましたので、届け出ます。

給水装置設置場所	越谷市 松伏町		
水道番号			
新所有者	住所		
	フリガナ	-----	
	氏名	㊟	
	TEL		
旧所有者名	㊟		
名義変更の理由	1 売買による土地の所有権移転 2 売買による家屋の所有権移転 3 相続による土地の所有権移転 4 相続による家屋の所有権移転 5 贈与（土地・家屋） 6 その他（ ）		

- 1 旧所有者の署名押印が得られないときは、新所有者が所有権を取得したことを証明する書類（土地・家屋登記簿謄本、売買契約書写等）を添付してください。
- 2 後日利害関係人その他の者から異議が生じても当企業団は、その責任を負いません。
- 3 一つの水道番号につき、1枚記入してください。

※ 下記は、記入しないでください。

収 受	受 付 者	受 付 番 号	指 定 工 事 番 号	水 道 番 号 力
年 月 日				

第10号様式（第12条関係）

消 防 用 水 使 用 届

年 月 日

越谷・松伏水道企業団

企業長 宛

届出人 住 所

氏 名 ㊦

越谷・松伏水道企業団給水条例第17条第2項第3号の規定に基づき、消防用として次のとおり水道を使用したのので、届け出ます。

火災発生	日 時				
	場 所				
使 用 し た 消 火 栓					
場 所	栓 数	自午 時 分	分間	水 量	適 用
		至午 時 分		m ³	
		自午 時 分	分間	m ³	
		至午 時 分		m ³	
計				m ³	

第11号様式（第21条関係）

水道料金減免申請書

年 月 日

越谷・松伏水道企業団企業長 宛

住所
申請者
氏名 ㊟
TEL

越谷・松伏水道企業団給水条例第29条の規定に基づき、水道料金を（減額免除）願いたく申請いたします。

（申請理由）

当該事項
1 公益上必要であること。 ()
2 その他特別の事由。 ()

水道番号	
水道使用場所	
使用者氏名	

*備考

・用途変更 (→)
・適用開始 (年 月— 年 月 日分から)
・減額通知の発送 (年 月 日発送)
・下水の有無 (有・無) → 下水減額申請 ()

第12号様式（第22条関係）

給 水 停 止 通 知 書

年 月 日

様

越谷・松伏水道企業団
企業長 印

越谷・松伏水道企業団給水条例第31条第1項又は同条第2項の規定の違反により、給水を停止いたします。

給水装置設置場所	越谷市 松伏町
----------	----------------

第13号様式（第23条関係）

給 水 停 止 執 行 状

年 月 日

様

越谷・松伏水道企業団

企業長

印

水道番号

あなたの未納になっている上下水道料金について、下記の納入期限日までに、納入くださるよう 年 月 日に通知いたしましたが、未だお支払いがありません。

したがって、越谷・松伏水道企業団給水条例第32条第1項の規定により、給水を停止いたしましたので通知します。なお、給水停止により損害が生じても、当企業団はその責を負いません。

納入期限	年 月 日
給水停止日	年 月 日

未 納 月 分	水 量	上下水道料金
年 月～ 年 月	m ³	円
年 月～ 年 月	m ³	円
年 月～ 年 月	m ³	円
年 月～ 年 月	m ³	円
年 月～ 年 月	m ³	円
年 月～ 年 月	m ³	円
請求金額合計		円

越谷・松伏水道企業団 お客さま課

第14号様式（第13条関係）

給水装置工事申込事項 更正 申請書

年 月 日

越谷・松伏水道企業団
企業長 宛

申 込 者（給水装置所有者）
住 所
氏 名 印

指定給水装置工事事業者 第 号
住 所
事業所名
代表者名 印

このことについて、下記理由により給水装置工事申込事項の 更正 申請をいたします。

記

1 理 由
.....

2 収 納 状 況 納 入 済（ 年 月 日） 未 納 入

3 水 道 番 号 _____

4 納入通知書番号 第 号

更 正 前		円
更 正 後		円
差 引		円
還 付 ・ 徴 収		円

第15号様式（第13条関係）

給水装置工事申込事項 取消 申請書

年 月 日

越谷・松伏水道企業団
企業長 宛

申 込 者（給水装置所有者）
住 所
氏 名 印

指定給水装置工事事業者 第 号
住 所
事業所名
代表者名 印

このことについて、下記理由により給水装置工事申込事項の 取消 申請をいたします。

記

1 理 由
.....

2 収 納 状 況 納 入 済（ 年 月 日） 未 納 入

3 水 道 番 号 _____

4 納入通知書番号 第 号

取 消 前		円
取 消 後		円
差 引		円
還 付 ・ 徴 収		円